

鳥取県西部総合事務所福祉保健局  
自動販売機設置事業者募集要項

令和2年8月

鳥取県西部総合事務所福祉保健局

## 1 目的

この要項は庁舎の一部を借り受けて自動販売機による清涼飲料水の販売を行う事業者を公募により選定するため、必要な手続等について定める。

## 2 提出書類の内容

本件公募に参加しようとする事業者は、別紙1「自動販売機設置事業者募集に係る条件等」及び別紙2「貸付条件」を熟知の上、次の書類を提出すること。

### (1) 提案書

ア 提案書（様式第1号）

イ 貸付範囲を示す図面

設置場所における、次の設置機器等の投影面積の分かる図面

設置機器等（自動販売機、使用済容器回収ボックス、転倒防止用鉄板及び放熱余地）

### (2) 登記事項証明書又は身分証明書の写し

法人の場合は登記事項証明書、個人事業者の場合は市町村長の発行する身分証明書の写しを提出すること。

### (3) 納税証明書

提案書の提出日前3月以内に発行されたものであること。

ア 法人の場合

法人税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

イ 個人事業者の場合

所得税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

### (4) 県内で自動販売機の設置、管理、運営について2年以上の実績が確認できる書類

### (5) 設置自動販売機及び清涼飲料水のパンフレット

### (6) 県内の営業所等の一覧表

### (7) 提案書の「5 社会貢献」に実績を記載する場合は、その事実が確認できる書類

### (8) 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書（様式第2号）

## 3 鳥取県西部総合事務所福祉保健局自動販売機設置事業者選定審査会等

### (1) 審査委員は次のとおり

福祉保健局長、副局長兼福祉企画課長、福祉企画課課長補佐

### (2) 公告の日から、自動販売機設置事業者の選定審査が終了する日までに、審査委員に働きかけ等を行った者については失格とする。

### (3) 提案書の提出を行った者が1者である場合、提出された書類に不備がなければ審査会は開催しない。

## 4 その他留意事項

(1) 提出された提案書等の内容に関して、電話や訪問による確認・問合せを行うことがある。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 書類提出後の問合せには応じない。

(4) 書類提出後、書類等の追加・修正は受け付けない。

(5) 提出された書類や審査結果は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定に基づき開示することがある。

(6) 審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(7) 販売数量等の実績は次のとおりである。

年 度	販売数量	電気料金
平成29年度	3,428本	36,775円
平成30年度	3,743本	36,713円
令和元年度	4,258本	25,177円

## 自動販売機設置事業者募集に係る条件等

## 1 概要

## (1) 設置する自動販売機の種類

清涼飲料水自動販売機（清涼飲料水は缶、ペットボトル等密閉容器のものに限る。）

## (2) 設置場所及び最大貸付面積等

設 置 場 所	台数	最大貸付面積	備 考
本館 1 階玄関ホール	1 台	幅 1.90m×奥行 1.10m	屋内設置

## (3) 利用対象者

来庁者、県及び団体等の職員等

## 2 貸付期間

令和 2 年 1 0 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日まで

ただし、令和 5 年度に鳥取県西部総合事務所福祉保健局が移転予定であるため、貸付期間の終期を変更することがある。

## 3 貸付面積

(1) 設置機器等（自動販売機、使用済容器回収ボックス、転倒防止用鉄板及び放熱余地）の投影面積とする。

(2) 貸付面積は、自動販売機設置事業者（以下「事業者」という。）選定後に協議し、決定する。

## 4 貸付料等

貸付料等を負担すること。

## (1) 貸付料

ア 貸付料は貸付面積に応じて算定するものとする。

イ 貸付料は公有財産事務取扱要領（平成 2 1 年 7 月 2 4 日付第 2 0 0 9 0 0 0 6 2 4 8 2 号 総務部長通知）に基づき算定した金額によるものとする。

ウ 貸付料年額の算定方法は別添「貸付料年額の算定方法」による。

## (2) 取扱手数料

取扱手数料は、売上額に提案書記載の取扱手数料率を乗じた額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

## (3) 光熱水費

自動販売機の運転に必要な光熱水費が必要となる。

## (4) 貸付料等の納付

貸付料、取扱手数料及び光熱水費は、県の発行する納入通知書により、その指定する期日までに納付しなければならない。

## (5) 遅延利息

貸付料を滞納したときは、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和 3 9 年鳥取県規則第 2 7 号）第 2 1 条第 2 項の規定により遅延利息を納付しなければならない。

## 5 報告

事業者は、販売数量及び売上額を、3 か月ごとに取りまとめ、鳥取県西部総合事務所福祉保健局に各四半期最終月の翌月の 1 5 日までに報告しなければならない。

## 貸付条件

### 1 自動販売機設置日

事業者は令和 2 年 1 0 月 1 日に自動販売機を設置すること。

### 2 清涼飲料水の種類

事業者は、販売する清涼飲料水の種類及び金額を鳥取県西部総合事務所長に通知し、その承認を受けなければならないものとし、その内容を変更するときも同様とする。

### 3 県有財産への出入り

自動販売機への清涼飲料水の補充、代金回収、使用済容器の回収及び自動販売機の保全補修のため、当該作業従事者が設置場所へ出入りすることを承認する。ただし、庁舎へ立ち入る場合は、事業者及びその従業員であることが判別できるよう名札等を着用すること。

### 4 事業者は、自動販売機の維持保全を行い、次の各号の費用を負担すること。

(1) 自動販売機の設置及び撤去に要する一切の費用

(2) 電気料金を算定するための子メーターを設置する費用

取付は必須。コンセントは庁舎設置のものを無償貸与する。

子メーターは計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に基づく検査に合格したものに限り。

(3) 付属品の取替え、補修、毀損箇所の修理等

(4) 清涼飲料水の納入に伴う廃棄物及び使用済容器の処分

### 5 自動販売機の管理等

事業者は、自動販売機を直接管理することとし、業務を第三者に委託してはならない。

### 6 苦情の処理

設置した自動販売機に対する利用者等からの苦情については、事業者の責任において対応するものとする。

### 7 損害賠償

事業者は、設置した自動販売機により、県又は第三者に損害が生じた場合は、責任の所在が明らかでない場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

### 8 改善の要求

県は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者に対してその改善を要求することができることとし、事業者は要求を受けたときは、直ちに対処するものとする。

(1) 自動販売機の管理等が不相当であるとき。

(2) 販売する清涼飲料水の種類が不相当であるとき。

### 9 法令、諸規則の遵守等

食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）、庁舎管理上の諸規則その他の法令、規則等に基づいた事業運営を行うこと。

## 1 0 容認事項

- (1) 県は、庁舎管理のため年1回程度の停電作業を行う。
- (2) 県が庁舎の改修や施設管理等のため、自動販売機の移動等を事業者に依頼する場合があるが、当該移動等は事業者の負担において行うこと。

## 1 1 権利譲渡等の禁止

事業者は、県の書面による承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって取得した権利を第三者に譲渡してはならない。